

丙第172号証

# 防 災 基 本 計 画

平成29年4月

中 央 防 災 会 議

修正年月日 平成29年4月11日

## 【 目 次 】

<b>第1編 総則</b> .....	<b>1</b>
第1章 本計画の目的と構成 .....	1
第2章 防災の基本理念及び施策の概要 .....	2
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 .....	5
第4章 防災計画の効果的推進等 .....	6
第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項 .....	9
<b>第2編 各災害に共通する対策編</b> .....	<b>12</b>
第1章 災害予防 .....	12
第1節 災害に強い国づくり，まちづくり .....	12
第2節 事故災害の予防 .....	14
第3節 国民の防災活動の促進 .....	14
第4節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進 .....	18
第5節 事故災害における再発防止対策の実施 .....	18
第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え .....	18
第2章 災害応急対策 .....	40
第1節 災害発生直前の対策 .....	40
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	41
第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 .....	52
第4節 救助・救急，医療及び消火活動 .....	54
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	60
第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 .....	66
第7節 物資の調達，供給活動 .....	72
第8節 保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動 .....	75
第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 .....	76
第10節 応急の教育に関する活動 .....	77
第11節 自発的支援の受入れ .....	77
第3章 災害復旧・復興 .....	79
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 .....	79
第2節 迅速な原状復旧の進め方 .....	79
第3節 計画的復興の進め方 .....	80
第4節 被災者等の生活再建等の支援 .....	82
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 .....	84

<b>第3編 地震災害対策編</b>	86
<b>第1章 災害予防</b>	86
第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	86
第2節 地震に強い国づくり、まちづくり	87
第3節 国民の防災活動の促進	90
第4節 地震災害及び地震防災対策に関する研究及び観測等の推進	91
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	92
<b>第2章 災害応急対策</b>	96
第1節 災害発生直前の対策	96
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	97
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	98
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	99
第5節 避難の受入れ及び情報提供活動	100
第6節 物資の調達、供給活動	101
第7節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	101
第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	101
第9節 応急の教育に関する活動	101
第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	102
第11節 自発的支援の受入れ	103
<b>第3章 災害復旧・復興</b>	103
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	103
第2節 迅速な原状復旧の進め方	104
第3節 計画的復興の進め方	104
第4節 被災者等の生活再建等の支援	104
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	104
<b>第4編 津波災害対策編</b>	106
<b>第1章 災害予防</b>	106
第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	106
第2節 津波に強い国づくり、まちづくり	107
第3節 国民の防災活動の促進	112
第4節 津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進	114
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	115
<b>第2章 災害応急対策</b>	120
第1節 災害発生直前の対策	121
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	122
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	123

第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	124
第5節	避難の受入れ及び情報提供活動 .....	125
第6節	物資の調達, 供給活動 .....	126
第7節	保健衛生, 防疫, 遺体対策に関する活動 .....	126
第8節	社会秩序の維持, 物価の安定等に関する活動 .....	126
第9節	応急の教育に関する活動 .....	127
第10節	応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動 .....	127
第11節	自発的支援の受入れ .....	128
第3章	災害復旧・復興 .....	128
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定 .....	128
第2節	迅速な原状復旧の進め方 .....	128
第3節	計画的復興の進め方 .....	129
第4節	被災者等の生活再建等の支援 .....	129
第5節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援 .....	129
第5編	風水害対策編 .....	131
第1章	災害予防 .....	131
第1節	風水害に強い国づくり, まちづくり .....	131
第2節	国民の防災活動の促進 .....	137
第3節	風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進 .....	140
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え .....	141
第2章	災害応急対策 .....	147
第1節	災害発生直前の対策 .....	147
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	151
第3節	災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 .....	152
第4節	救助・救急及び医療活動 .....	153
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	154
第6節	避難の受入れ及び情報提供活動 .....	155
第7節	物資の調達, 供給活動 .....	156
第8節	保健衛生, 防疫, 遺体対策に関する活動 .....	157
第9節	社会秩序の維持, 物価の安定等に関する活動 .....	157
第10節	応急の教育に関する活動 .....	157
第11節	自発的支援の受入れ .....	157
第3章	災害復旧・復興 .....	157
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定 .....	157
第2節	迅速な原状復旧の進め方 .....	158
第3節	計画的復興の進め方 .....	158
第4節	被災者等の生活再建等の支援 .....	158

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 .....	158
<b>第6編 火山災害対策編.....</b>	<b>159</b>
<b>第1章 災害予防 .....</b>	<b>159</b>
第1節 想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方 .....	159
第2節 火山災害に強い国づくり, まちづくり .....	159
第3節 国民の防災活動の促進 .....	162
第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 .....	164
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え .....	164
<b>第2章 災害応急対策 .....</b>	<b>169</b>
第1節 災害発生直前の対策 .....	169
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	171
第3節 救助・救急, 医療及び消火活動 .....	172
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	173
第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 .....	174
第6節 物資の調達, 供給活動 .....	175
第7節 保健衛生, 防疫, 遺体対策に関する活動 .....	175
第8節 社会秩序の維持, 物価の安定等に関する活動 .....	176
第9節 応急の教育に関する活動 .....	176
第10節 応急復旧並びに二次災害・複合災害の防止活動 .....	176
第11節 自発的支援の受入れ .....	177
<b>第3章 災害復旧・復興 .....</b>	<b>177</b>
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 .....	177
第2節 迅速な原状復旧の進め方 .....	177
第3節 計画的復興の進め方 .....	177
第4節 被災者等の生活再建等の支援 .....	178
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 .....	178
<b>第4章 繼続災害への対応方針.....</b>	<b>178</b>
<b>第7編 雪害対策編.....</b>	<b>180</b>
<b>第1章 災害予防 .....</b>	<b>180</b>
第1節 雪害に強い国づくり, まちづくり .....	180
第2節 国民の防災活動の促進 .....	181
第3節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進 .....	182
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え .....	183
<b>第2章 災害応急対策 .....</b>	<b>186</b>
第1節 災害発生直前の対策 .....	186

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	187
第3節 除雪の実施, 雪崩災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 .....	188
第4節 救助・救急及び医療活動 .....	188
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	189
第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 .....	190
第7節 物資の調達, 供給活動 .....	191
第8節 保健衛生, 遺体対策に関する活動 .....	192
第9節 社会秩序の維持, 物価の安定等に関する活動 .....	192
第10節 応急の教育に関する活動 .....	192
第11節 自発的支援の受入れ .....	192
 第3章 災害復旧・復興 .....	192
第1節 迅速な原状復旧の進め方 .....	192
第2節 被災者等の生活再建等の支援 .....	192
第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 .....	193
 第8編 海上災害対策編 .....	194
第1章 災害予防 .....	194
第1節 海上交通の安全のための情報の充実 .....	194
第2節 船舶の安全な運航の確保 .....	194
第3節 船舶の安全性の確保 .....	195
第4節 海上防災思想の普及 .....	195
第5節 海上交通環境の整備 .....	195
第6節 海上災害及び防災に関する研究等の推進及び再発防止対策の実施 .....	195
第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え .....	195
第2章 災害応急対策 .....	198
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	198
第2節 捜索, 救助・救急, 医療及び消火活動 .....	200
第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	201
第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 .....	201
第5節 関係者等への的確な情報伝達活動 .....	201
第6節 二次災害の防止活動 .....	202
第3章 災害復旧 .....	202
 第9編 航空災害対策編 .....	203
第1章 災害予防 .....	203
第1節 航空交通の安全のための情報の充実 .....	203

第2節	航空機の安全な運航の確保 .....	203
第3節	航空機の安全性の確保 .....	204
第4節	航空交通環境の整備 .....	204
第5節	再発防止対策の推進 .....	204
第6節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	204
第2章	災害応急対策 .....	206
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	206
第2節	搜索、救助・救急、医療及び消火活動 .....	207
第3節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	208
第4節	関係者等への的確な情報伝達活動 .....	208
<b>第10編</b>	<b>鉄道災害対策編 .....</b>	<b>210</b>
第1章	災害予防 .....	210
第1節	鉄軌道交通の安全のための情報の充実 .....	210
第2節	鉄軌道の安全な運行の確保 .....	210
第3節	鉄軌道車両の安全性の確保 .....	210
第4節	鉄軌道交通環境の整備 .....	211
第5節	鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進 .....	211
第6節	再発防止対策の実施 .....	211
第7節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	212
第2章	災害応急対策 .....	213
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	213
第2節	救助・救急、医療及び消火活動 .....	215
第3節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	215
第4節	関係者等への的確な情報伝達活動 .....	216
第3章	災害復旧 .....	216
<b>第11編</b>	<b>道路災害対策編 .....</b>	<b>217</b>
第1章	災害予防 .....	217
第1節	道路交通の安全のための情報の充実 .....	217
第2節	道路施設等の整備 .....	217
第3節	防災知識の普及 .....	217
第4節	道路災害及び防災に関する研究等の推進 .....	218
第5節	再発防止対策の実施 .....	218
第6節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	218
第2章	災害応急対策 .....	219
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	219

第2節 救助・救急、医療及び消火活動 .....	220
第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	221
第4節 危険物の流出に対する応急対策 .....	221
第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 .....	221
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 .....	222
<b>第3章 災害復旧 .....</b>	<b>222</b>
<b>第12編 原子力災害対策編.....</b>	<b>223</b>
第1章 災害予防 .....	224
第1節 施設等の安全性の確保 .....	224
第2節 防災知識の普及 .....	224
第3節 原子力防災に関する研究等の推進 .....	224
第4節 再発防止対策の実施 .....	225
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	225
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え .....	241
<b>第2章 災害応急対策 .....</b>	<b>243</b>
第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立 .....	243
第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動 .....	256
第3節 原子力被災者の生活支援活動 .....	262
第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持 .....	262
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	262
第6節 救助・救急、医療及び消火活動 .....	263
第7節 物資の調達、供給活動 .....	266
第8節 保健衛生に関する活動 .....	267
第9節 自発的支援の受入れ .....	267
第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 .....	268
第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応 .....	269
<b>第3章 災害復旧 .....</b>	<b>270</b>
第1節 原子力緊急事態解除宣言等 .....	270
第2節 原子力災害事後対策 .....	271
第3節 被災者等の生活再建等の支援 .....	272
第4節 原子力災害対策本部の廃止 .....	272
<b>第4章 原子力艦の原子力災害 .....</b>	<b>272</b>
第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	272

第 2 節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動 .....	276
第 3 節 犯罪の予防等社会秩序の維持 .....	278
第 4 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	278
第 5 節 救助・救急及び医療活動 .....	279
第 6 節 迅速な復旧活動 .....	280
<b>第 13 編 危険物等災害対策編 .....</b>	<b>281</b>
<b>第 1 章 災害予防 .....</b>	<b>281</b>
第 1 節 危険物等関係施設の安全性の確保 .....	281
第 2 節 防災知識の普及、訓練 .....	281
第 3 節 危険物等災害及び防災に関する研究等の推進 .....	282
第 4 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	282
<b>第 2 章 災害応急対策 .....</b>	<b>284</b>
第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	284
第 2 節 災害の拡大防止活動 .....	286
第 3 節 救助・救急、医療及び消火活動 .....	286
第 4 節 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	287
第 5 節 危険物等の大量流出に対する応急対策 .....	287
第 6 節 避難の受入れ及び情報提供活動 .....	288
第 7 節 施設・設備等の応急復旧活動 .....	288
<b>第 3 章 災害復旧 .....</b>	<b>289</b>
<b>第 14 編 大規模な火事災害対策編 .....</b>	<b>290</b>
<b>第 1 章 災害予防 .....</b>	<b>290</b>
第 1 節 災害に強いまちづくり .....	290
第 2 節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 .....	291
第 3 節 防災知識の普及、訓練 .....	291
第 4 節 大規模な火事及び防災に関する研究等の推進 .....	291
第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え .....	292
<b>第 2 章 災害応急対策 .....</b>	<b>293</b>
第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	293
第 2 節 救助・救急、医療及び消火活動 .....	294
第 3 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	295
第 4 節 避難の受入れ及び情報提供活動 .....	295
第 5 節 施設・設備等の応急復旧活動 .....	296
<b>第 3 章 災害復旧・復興 .....</b>	<b>296</b>

第 1 節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 .....	296
第 2 節 迅速な原状復旧の進め方 .....	296
第 3 節 計画的復興の進め方 .....	296
第 4 節 被災者等の生活再建等の支援 .....	296
第 5 節 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援 .....	296
<b>第 15 編 林野火災対策編 .....</b>	<b>297</b>
<b>第 1 章 災害予防 .....</b>	<b>297</b>
第 1 節 林野火災に強い地域づくり .....	297
第 2 節 林野火災防止のための情報の充実 .....	297
第 3 節 防災活動の促進 .....	297
第 4 節 林野火災及び防災に関する研究等の推進 .....	298
第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	298
<b>第 2 章 災害応急対策 .....</b>	<b>300</b>
第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	300
第 2 節 救助・救急、医療及び消火活動 .....	301
第 3 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	302
第 4 節 避難の受入れ及び情報提供活動 .....	302
第 5 節 応急復旧及び二次災害の防止活動 .....	302
<b>第 3 章 災害復旧 .....</b>	<b>303</b>

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項に規定する南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等に関する事項
  - ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等に関する事項
- (2) 地域防災計画に記載すべき事項
- ・水防法第15条第1項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項
  - ・活動火山対策特別措置法第5条第1項、第6条第1項及び第9条に規定する火山現象の発生及び推移に関する情報の収集等に関する事項
  - ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項
  - ・特定都市河川浸水被害対策法第33条第1項に規定する洪水等情報の伝達方法等に関する事項
  - ・津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項に規定する津波に関する情報の収集等に関する事項
- (3) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項
- ・原子力災害対策の専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法の規定により、国〔原子力規制委員会〕が定める原子力災害対策指針によるものとする。
  - ・地震災害対策については、都道府県地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るために地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとする。

## 第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項

- 平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。
- また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。
- 以上の観点を踏まえつつ、当面、防災業務計画及び地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は以下の通りとする。

**第12編 原子力災害対策編**

- 本編では、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。さらに、原子力艦の原子力災害の対策についても記述する（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での対策を除く。）。
- 本編は、原子力災害対策の基本となるものである。各主体は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。
- 専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定により、国〔原子力規制委員会〕が定める原子力災害対策指針によるものとする。
- 本編第1章から第3章までの地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域については、上記指針において示されている“原子力災害対策重点区域”を目安として、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、地域防災計画（原子力災害対策編）の具体化・充実化を支援するものとする。
- 本編1章から3章における、実用発電用原子炉施設から概ね5km圏内の原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）の導入や、原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。）、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）、原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び同施設の活用等については、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため、それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については、国〔原子力規制委員会〕において更なる検討をしていくこととし、当面の間は、当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。
- 本編第4章の原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合、関係地方公共団体の防災計画において、その対応に留意するものとする。

## 第1章 災害予防

### 第1節 施設等の安全性の確保

- 原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づき、その設計、建設、運転の各段階及び運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安全性の確保に万全を期すものとする。
- 国〔原子力規制委員会等〕、地方公共団体及び原子力事業者は、原災法等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。
- 国〔原子力規制委員会（事業所外運搬にあっては、原子力規制委員会及び国土交通省）〕は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。
- 国〔原子力規制委員会、内閣府、国土交通省〕及び関係地方公共団体（所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県（所在市町村と隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずる都道府県をいう。以下同じ。）をいう。）は、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、適時適切に立入検査の実施等をするものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕は、原子力保安検査官を原子力事業所の所在地に配置し、原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせ、緊急事態対策監をして、原子力事業所における災害の防止に関する事務を総括整理させるものとする。

### 第2節 防災知識の普及

#### 1 防災知識の普及

- 第2編1章3節1項「防災思想の普及、徹底」
- 第2編1章3節2項(1)「防災知識の普及」
- 国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省、消防庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、住民に対し、緊急時にとるべき行動、避難所での行動、原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及、啓発を図るものとする。教育機関は、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

#### 2 要配慮者等への配慮

- 第2編1章3節2項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」

#### 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 第2編1章3節3項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

#### 4 災害教訓の伝承

- 第2編1章3節4項「災害教訓の伝承」

### 第3節 原子力防災に関する研究等の推進

- 第2編1章4節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」
- 国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、防災に係る見地から、危

#### 第4節 再発防止対策の実施

##### 4 災害教訓の伝承

機管理システム、被ばく医療等の原子力災害時における医療（以下「原子力災害医療」という。）に関する研究、遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発、放射線防護措置の実効性向上に資する研究、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）技術の開発等を推進するなど、原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお、研究の推進に当たっては、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を図るものとする。

○研究分野としては、原子力や放射線影響に関する理学的・工学的・医学的研究のみならず、農学的研究、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的分野についての研究も積極的に行うものとする。

○国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力防災に資するデータの集積、研究成果の収集、各種試験研究施設・設備の整備・充実を図るものとする。

○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省等〕は、研究機関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災施策の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに、必要に応じ原子力災害対策指針等の改訂等、防災施策への反映を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府〕は、地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質の拡散計算を活用する場合には、専門的・技術的観点から支援を行うものとする。

○国は、地方公共団体が、原子力災害時において、住民に対して具体的な避難経路、避難先を指示する際や自ら実施する避難訓練において、原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）など様々な情報に加え、自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。

#### 第4節 再発防止対策の実施

○国〔原子力規制委員会〕及び原子力事業者は、原子力事業所等において原子力災害が発生した場合、その原因の究明を行い、必要な再発防止対策を講じるものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府（事業所外運搬にあっては、原子力規制委員会、内閣府及び国土交通省）〕及び関係地方公共団体は、原子力事業者が原災法に基づいて行う原子力災害対策のための措置について、原子力事業者に対して適時適切に報告を求め、必要に応じて原子力事業所等への立入検査を行うものとする。

#### 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

○第2編1章6節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」

○第2編1章1節2項(4)「災害応急対策等への備え」

- 内閣府は、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府、関係省庁〕は、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は、同協議会における検討等を踏まえて、原子力事業者としての協力内容や必要となる体制をあらかじめ整備し、原子力事業者の防災業務計画に反映するものとする。
- 国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。
- 国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。
- 国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

## 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 第2編1章6節2項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
- 国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）において、それらの情報を活用できる体制を整備するものとする。
- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、内閣府の原子力防災専門官、原子力事業者の原子力防災要員（以下「防災要員」という。）等を原子力災害発生場所等において情報の収集・連絡にあたる要員としてあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図るものとする。
- 原子力事業者は、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以

## 第5節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

下同じ。) 発生の通報を確実に行うため、原子力事業所ごとに敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備(以下「敷地境界モニタリングポスト」という。)及び中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等を整備するとともに、定期的に検査を行い、維持するものとする。また、排気筒での放出放射性物質の測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行い、維持するものとする。

○原子力事業者は、原子力発電所の原子炉等の状態、敷地境界モニタリングポストの測定値、風向・風速等のデータについて、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策支援システム(以下「E R S S」という。)を運用する国〔原子力規制委員会〕のデータセンターに常時伝送するものとする。

○原子力事業者は、自然災害等により伝送が途絶することがないよう、衛星回線による伝送経路の多様化、非常用発電機による電源の信頼性の確保、伝送状態監視など、原子力事業所内において必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 情報の分析整理

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるものとする。

○国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、異なる専門機関に属する専門家間の平常時における交流を促進するために、専門家の間のネットワークを構築するように努めるものとする。

○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。

#### (3) 通信手段の確保

○第2編1章6節2項(3)「通信手段の確保」

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕及び都道府県は、緊急時において、国と都道府県、都道府県と市町村の連絡を円滑に行うための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕及び都道府県は、対策拠点施設と国〔官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府〕、都道府県及び市町村との間の専用回線網の整備・維持を図るものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び地方公共団体は、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び原子力事業者は、官邸、緊急時対応センター(原子力規制庁)、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター(原子力事業者本

店等), 緊急時対策所及び関係指定公共機関との間の円滑な情報連絡を確保するため, 各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては, 地上回線の途絶に備え, 衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど, 通信の信頼性を確保するものとする。

○国, 地方公共団体等は, 緊急時の情報通信手段について, 平常時よりその確保に努め, その整備・運用及び管理等に当たっては, 次の点について十分考慮するものとする。

- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム, ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット), 固定カメラ等により収集し, 迅速かつ的確に原子力災害対策本部に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。
- ・国〔原子力規制委員会〕は, 原子力災害時の非常用通信設備について, 信頼性の向上を図るとともに伝送状態を常時監視し, 異常の発生に直ちに対応する体制を構築すること。

○原子力事業者は, 通常使用する回線の途絶時又は全交流電源喪失時においても機能する電話, ファクシミリ, 携帯電話, 衛星電話その他非常用通信機器を整備するものとする。

○原子力事業者は, 全交流電源喪失時においても, 事業所内での連絡体制が確保されるよう, PHS等を整備するものとする。

#### (4) 各機関の防災体制の整備

○原子力事業者は, 原子力事業所ごとに原子力防災組織を設置し, 原子力災害合同対策協議会への派遣, 原子力事業所内外の放射線量の測定その他施設敷地緊急事態に関する状況の把握, 原子力災害の発生又は拡大の防止のほか, 放射性物質による汚染の除去等に必要となる防災要員を, 原子力事業所の事業形態, 規模等に応じて十分な人数を配置するものとする。

○原子力事業者は, 原子力防災組織を統括する者として, 原子力事業所ごとにその事業所長等から原子力防災管理者を選任するとともに, 原子力防災管理者を補佐し, また, 原子力防災管理者が不在の時にその職務を代行する副原子力防災管理者を選任するものとする。また, 副原子力防災管理者を複数名置く場合にはあらかじめ代行する順位等について定めておくものとする。

○原子力事業者は, 原子力事業所ごとに, 原子力災害予防対策, 緊急事態応急対策, 原子力災害事後対策等に関し原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を作成するものとする。その際, 地域防災計画(原子力災害対策編)と整合性を保つ観点から, あらかじめ関係地方公共団体と誠実に協議するものとし, また, 関係都道府県の公安委員会とも協議するよう努めるものとする。

○原子力事業者は, 緊急時対策所(原子力事業所), 原子力施設事態即応センター(原子力事業者本店等)等, 原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

に、関係地方公共団体等と必要に応じ協議した上で、原子力事業所災害対策支援拠点の候補地を選定しておくものとする。

- 原子力事業者は、重大事故への対応に当たり、必要に応じて他の原子力事業者等と連携し、高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し、これを運用する常設の部隊（以下「原子力緊急事態支援組織」という。）を整備するとともに、その能力を向上させるものとする。
  - 原子力事業者は、必要に応じて他の原子力事業者と連携し、高線量下での応急対策に必要となる資機材（ロボット等）の整備を行うものとする。
  - 原子力事業者は、放射線防護用器具、非常用通信機器、放射線測定設備・機器その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が迅速かつ的確に行われるよう、防災要員の派遣及び防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるために必要な体制をあらかじめ整備するものとする。
  - 国〔内閣府、原子力防災会議事務局、原子力規制委員会等〕は、指定行政機関との連絡方法、初期動作、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策、参集要員等を定めた関係省庁マニュアル（原子力災害対策マニュアル）を策定するものとする。
  - 原子力災害対策本部事務局の中核を担う内閣府及び原子力規制委員会は、全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）における関係者との連絡方法、原子力災害対策本部事務局等の体制、専門家の活用方策、意思決定方法、原子力緊急事態宣言と判断すべき事象の詳細、現地における対応方策等を定めておくものとする。
  - 国〔原子力規制委員会〕は、庁舎内に電話回線、ファクシミリ、テレビ会議システム、E R S S、モニタリング情報等の表示端末等必要な資機材を備えた十分な広さを有するオペレーションセンターを整備・維持するものとする。
  - 国〔原子力規制委員会等〕及び原子力事業者は、原子力防災資機材のデータベース及び緊急時の活用に備えた集中管理体制を整備するものとする。
- (5) **職員の体制**
- 第2編1章6節2項(4)「職員の体制」
  - 国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、それぞれの機関において、実情に応じ、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において相互の連携を図るものとする。
  - 国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、事態が長期化した場合に

備えて職員の動員体制を整備するものとする。

○国は、地方公共団体等の応急活動のためのマニュアル策定を支援するものとする。

○国〔原子力防災会議事務局、内閣府、原子力規制委員会〕は、原子力施設等の周辺地域における住民等の防護措置や被災者の生活支援（以下「オフサイト対応」という。）を円滑に実施するため、原子力利用省庁（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業省、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学省）をはじめ関係省庁と緊密に連携し、非常参集体制や役割分担の整理等、必要な体制整備をするものとする。

#### (6) 複合災害に備えた体制

○第2編1章6節4項「複合災害対策関係」

○自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定した訓練を実施し、関係機関間の連携を強化するものとする。

#### (7) 防災関係機関相互の連携体制

○第2編1章6節2項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○原子力事業者は、緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう、原子力事業者間の連携体制を整備するものとする。

○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、防災関係機関相互の連携体制を強化するため、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より各機関間における連携を強化しておくものとする。特に、国〔原子力防災会議事務局〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び関係機関は、原子力災害対策協議会を設け、連携強化を図るものとする。

○国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕は、警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊の実動組織間で緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう、日頃から、原子力災害を想定した訓練を行うなど体制を整備するものとする。

○市町村は、屋内避難又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

協定締結に向けた支援を行うものとする。

- 国〔内閣府、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局等〕は、地方公共団体が地域防災計画を策定する上で災害想定を始めとする支援を要請した場合には、専門家による助言や、地域防災計画作成マニュアルの整備等、必要な支援を行うものとする。
- 原子力緊急事態宣言発出後における官邸及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地との連絡については、情報伝達のルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力施設等における応急措置（以下「オンサイト対応」という。）に関する情報については原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）を通じ、オフサイト対応に関する情報については原子力災害現地対策本部（対策拠点施設）を通じて行うこととする。
- 原子力施設事態即応センター及び原子力災害現地対策本部が大規模な自然災害の影響等の事由により十分機能していない場合には、原子力災害対策本部事務局が支援・代替を行うものとする。
- 原子力事業所における応急対策は原子力事業者の責任において実施すべきものであり、原子力事業者は応急対策に必要となる資機材や実施手順等を予め整備する。国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会、関係省庁〕は、原子力事業者における整備状況を踏まえ、実動組織を含む関係機関による応急対策への支援について検討するものとする。
- このため、国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、関係省庁と原子力事業者が、平常時から、原子力事業者の装備資機材の整備状況及び訓練の実施状況等の情報を共有し、応急対策及びその支援について検討するための連絡会議を設ける。また、国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等が参加する訓練を活用して、連絡会議における検討内容の検証を行うものとする。
- 国〔原子力防災会議事務局、内閣府、原子力規制委員会〕は、連絡会議における検討結果、訓練結果の検証等を踏まえ、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等と協議の上、原子力災害対策マニュアル等に反映する。

#### (8) 都道府県等と自衛隊との連携体制

- 第2編1章6節2項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

#### (9) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備

- 国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、原子力緊急事態宣言発出後に原子力災害現地対策本部を設置し、国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための対策拠点施設をあらかじめ指定するものとする。また、国、地方公共団体、原子力事業者等は、対策拠点施設を地域における原子力防災

の拠点として平常時から訓練等に活用するものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、対策拠点施設が自然災害等で機能不全になつたときに備え、あらかじめ代替施設を指定しておくものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、対策拠点施設及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、地方公共団体の対策拠点施設及びその代替施設の非常用通信設備の整備、対策拠点施設内の放射線防護対策等、施設の整備の推進を支援するものとする。

#### (10) 緊急時モニタリング体制の整備

○緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとする。なお、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、あらかじめ緊急時モニタリングに動員可能な資機材及び要員について把握し、その動員の計画を策定するものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、緊急時モニタリングセンターの組織体制を整備するものとする。

○地方公共団体は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するとともに、原子力災害対策指針等に基づき、地域防災計画において緊急時モニタリング計画を策定し、モニタリングポストの整備・維持、モニタリング要員の確保等緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とする。

○国〔原子力規制委員会〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。

○国〔原子力規制委員会等〕は、モニタリング結果等の集約、共有及び表示が可能な仕組みを整備するものとし、平常時から様々な事態を想定した運用訓練等を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会等〕は、モニタリング結果等について、自然災害等により情報が途絶することがないよう、適切な仕組みの整備、その維持管理を行うとともに、対策拠点施設への接続等必要な措置を講ずるものとする。

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

- 原子力事業者は、敷地境界モニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、空間放射線積算線量計（TLD（熱ルミネセンス線量計）、ガラス線量計、電子式線量計等）、ダストサンプラー、ヨウ素サンプラー等必要な測定用資機材を整備するものとする。
- 原子力事業者は、放射線量の測定及びその他の施設敷地緊急事態に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。
- 原子力事業者は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを行うとともに、国、地方公共団体及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、防災要員の派遣、緊急時モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、水産庁、気象庁、環境省、防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、必要に応じて、対応可能な範囲で空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。
- 国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が国〔海上保安庁〕に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、巡視船艇等を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。
- 国〔気象庁〕は、緊急時モニタリングに関し、気象情報を迅速に提供するため、平常時からシステムの維持・管理を行うとともに、緊急時に適切な対応をとれるよう体制を整備するものとする。

#### (11) 原子力施設の状態等の予測

- 原子力事業者は、原子力施設の状態予測等を行うための機能を平常時から適切に整備するものとする。

#### (12) 公衆の被ばく線量の把握体制の整備

- 国〔原子力規制委員会、環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、公衆の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう、モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに、線量評価要員の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

- 地方公共団体は、国〔原子力規制委員会、内閣府〕の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選

定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府、環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、地方公共団体が健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため、ホールボディカウンタ、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保等を行うものとする。

(13) 専門家の派遣体制

○国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力災害時に、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、技術的助言を得るため、あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し、非常招集体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省等〕は、緊急時に指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、招集された専門家は収集された情報をもとに被災状況及び応急対策について評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行う体制の整備をするものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省〕は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング、医療等に関する専門家、原子力災害現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。

○地方公共団体は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、国に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

(14) 公的機関等の業務継続性の確保

○第2編1章6節2項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」

2 避難の受入れ及び情報提供活動関係

○第2編1章6節7項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」

(1) 避難誘導

○第2編1章6節7項(1)「避難誘導」

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 2 避難の受入れ及び情報提供活動関係

- 地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし、国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府〕及び原子力事業者は、必要な支援を行うものとする。特に、PAZ内の地方公共団体（PAZを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また、実用発電用原子炉施設から概ね30km圏内の原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内の地方公共団体（UPZを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においても、広域避難計画を策定するものとする。
- 地方公共団体は、屋内退避、避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
- 地方公共団体は、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

### (2) 指定緊急避難場所

- 第2編1章6節7項(2)「指定緊急避難場所」
- 指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお、風向等の気象条件により、避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。

### (3) 指定避難所

- 第2編1章6節7項(3)「指定避難所」
- 指定避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。

### (4) 避難行動要支援者名簿

- 第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿」

### (5) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係

- 第2編1章6節7項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
- 国、市町村（都道府県）及び原子力事業者は、情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度5弱及び震度5強が発生した事態（原子力施設等立地都道府県における震度が6弱以上であった場合を除く）をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 国、指定公共機関及び地方公共団体は、原子力災害の特殊性にかんがみ、要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、

自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

○国、地方公共団体、放送事業者等は、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

○国、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ準備しておくものとする。

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より周辺住民に対し、放射線防護等に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。

### 3 緊急輸送活動関係

○第2編1章6節6項「緊急輸送活動関係」

○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府等〕は、緊急時に対策拠点施設、原子力施設事態即応センター等に派遣する職員の派遣体制を整備・維持するものとする。現地への国の職員の派遣に当たっては、車両、航空機等による輸送支援について、緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図るものとする。

### 4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係

#### (1) 救助・救急活動関係

○第2編1章6節5項(1)「救助・救急活動関係」

○原子力事業者は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療等を行える体制を整備しておくとともに、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく患者や被ばく傷病者等の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。

#### (2) 医療活動関係

○国〔原子力規制委員会〕は、地方公共団体と協力し、原子力災害医療体制の構築及び原子力災害医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう、国〔厚生労

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え  
4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係

労働省]と協力をするものとする。

- 日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、地方公共団体及び原子力事業者は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、国〔内閣府〕は、地方公共団体の取組を支援するものとする。国〔原子力規制委員会、内閣府、厚生労働省〕は、地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。
- 原子力災害医療を行う国公立病院等の専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構〕、独立行政法人国立病院機構（被ばく医療に係る事項に限る。）、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力事業者等と調整の上、地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害医療機関を選定するなど、原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体及び拠点となる原子力災害医療機関は、拠点となる原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努めるものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構〕、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び被災地域外の地方公共団体等と協力して、原子力災害医療派遣チームを編成できるよう、体制の整備を行うものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害発生時に迅速な派遣が可能な原子力災害医療に係る医療チームに参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
- 都道府県は、原子力災害医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、原子力災害医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。
- 地方公共団体は、被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子

力災害医療機関及び一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するように努めるものとする。

- 高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関は、関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため、医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するなど、原子力事業者と連携し、国及び地方公共団体による原子力災害医療体制の整備に協力するものとする。

#### (3) 安定ヨウ素剤の予防服用関係

- 地方公共団体は、国〔原子力規制委員会〕の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、事前配布の実施、避難経路近傍等における備蓄、緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。

- 地方公共団体は、UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平時に事前配布を行うものとする。

#### (4) 消火活動関係

- 原子力事業者は、平常時から原子力事業所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるものとする。

- 市町村（都道府県）は、平常時から原子力事業者等と連携を図り、原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

### 5 防災業務関係者の安全確保関係

- 国〔原子力規制委員会、厚生労働省〕は、緊急時の防災業務関係者の放射線防護に関する基準をあらかじめ定めておくものとする。

- 原子力事業者は、応急対策を行う防災要員の安全を確保するため、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具の配備を行うものとする。

- 原子力事業者は、国、地方公共団体及び他の原子力事業者の実施する応急対策に対し、必要に応じて除染等を行う防災要員の派遣、放射線防護用器具の貸与等を行うなど相互に協力するものとする。また、原子力事業者は、関係機関への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

- 国及び地方公共団体は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 6 物資の調達、供給活動関係

#### 6 物資の調達、供給活動関係

- 第2編1章6節8項「物資の調達、供給活動関係」
- 国、関係地方公共団体及び原子力事業者は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。
- 国、地方公共団体及び原子力事業者等は、備蓄を行うに当たって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

#### 7 海外等からの支援の受入活動関係

- 第2編1章6節9項「海外等からの支援の受入活動関係」

#### 8 防災関係機関等の防災訓練等の実施

##### (1) 訓練計画の策定

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、指定行政機関と相互に協力して、国、地方公共団体、原子力事業者等が共同して行う総合的な防災訓練の実施についての計画を毎年度共同して策定するものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画には、当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所、実施する時期、共同して訓練を行う主体、施設敷地緊急事態発生の通報、全面緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言、原子力災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに、必要に応じ訓練に立ち合い、実施状況を確認するものとする。

○道府県が実施する原子力防災訓練のうち、特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、地域原子力防災協議会において検討するものとする。

##### (2) 訓練の実施

○国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関等は、国〔内閣府、原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また、地方公共団体、原子力事業者等は、総合的な防災訓練のほか、通報、モニタリング、原子力災害医療等の防災活動の要素ごと、地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり、これに実動機関を含む関係機関等は積極的な支援を行うものとする。

○国は、各種防災訓練に積極的に参加し、地方公共団体等との連携を図るものとする。

(3) 実践的な訓練の実施と事後評価

○国〔原子力規制委員会、内閣府〕、地方公共団体、原子力事業者等が訓練を行うに当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府〕、地方公共団体、原子力事業者等は、訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

○訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

○原子力事業者は、重大事故等を想定した訓練の結果を国〔原子力規制委員会〕に報告するものとする。国〔原子力規制委員会〕は、当該結果報告の評価を行うとともに、必要に応じ原子力事業者に対し原子力防災体制等の改善その他必要な措置命令を行うものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(4) 防災業務関係者に対する研修

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリング及び原子力災害医療の必要性など原子力災害対策の特殊性を踏まえ、防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、文部科学省及び厚生労働省と協力し、原子力災害医療の実施に備え、医療機関等に対し、基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく患者への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。

○原子力事業者は、防災要員及び協力会社等の職員に対して、十分な原子力防災に関する研修を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府〕は、緊急時の原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、原子力防災専門官等に対し、その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うものとする。

## 第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

### 9 災害復旧への備え

#### 9 災害復旧への備え

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、災害復旧に資するため、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

#### 第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

○核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（本節及び第2章第7節において「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省、海上保安庁、警察機関及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努めるものとする。

○原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、

- ・原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府、国土交通省、最寄りの警察機関、消防機関、海上保安部署及び自衛隊への迅速な通報
- ・消火、延焼防止の措置
- ・核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の者の立入りを禁止する措置
- ・緊急時モニタリングの実施
- ・運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ・核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ・放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ・その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、原子力防災会議事務局〕は、核燃料物質等の運搬中の事故の発生について原子力事業者等から報告を受け、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合には、直ちに関係機関への連絡、放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）の発生に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議の開催），事故情報の収集、国の職員及び専門家の現地への派遣、対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うため

に必要な体制を整備するものとする。

- 原子力事業者等は、運搬中の事故により特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府、国土交通省並びに事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関及び海上保安部署など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省、文部科学省〕は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し、また、必要な資機材についても指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等に適切に整備・維持させるものとする。
- 国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府、国土交通省〕は、現地への国の職員及び専門家の派遣に当たっては、車両、航空機等による輸送支援について、緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。
- 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
- 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
- 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
- 国及び原子力事業者は、職員の研修及び防災訓練その他原子力施設における原子力緊急事態応急対策等に準じた対策を行うために必要な体制を整備するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、国土交通省〕及び原子力事業者は、核燃料物質等の運搬中において事故が発生した場合、その原因の研究を行い、必要な再発防止策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努めるものとする。
- 国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省〕、原子力事業者等は、原子力緊急事態に至った場合においても、国、原子力事業者等が主体的に対応す

## 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

### 1 情報収集事態発生時の連絡等

るよう核燃料物質安全輸送マニュアル等の充実・強化を図るなど必要な体制を整備するものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

#### 1 情報収集事態発生時の連絡等

- 情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとする。
- 原子力規制委員会は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZ内及びUPZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

#### 2 警戒事態発生時の連絡等

- 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合は、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとする。
- 原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備やモニタリングポストの監視強化等緊急時モニタリングの準備を行うものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体（PAZ外及びUPZ外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同

じ。)に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

○原子力規制委員会、内閣府及び原子力事業者は、警戒事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター(原子力規制庁)、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター(原子力事業者本店等)、緊急時対策所及び指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。

○原子力事業者は、警戒事態から通常状態への復旧を図るとともに、原子力事業所内における防護措置の事前準備を行うものとする。

### 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

#### (1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

○原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。

○地方公共団体は、通報がない状態において地方公共団体が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官に連絡するものとする。連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国〔原子力規制委員会〕及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

○原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。

○原子力規制委員会及び内閣府は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとし、また、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府、関係省庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、緊急時対応センター(原子力規制庁)、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター(原子力事業者本店等)、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等に

## 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

### 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

それぞれ非常参集職員を参集させるものとする。

- 国〔原子力規制委員会、内閣府〕は、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を対策拠点施設に、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、PAZ内の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。
- 原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関、自然災害に対応する非対本部等が設置されている場合には当該本部を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。
- 現地に配置された原子力規制庁の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、緊急時対応センター（原子力規制庁）に随時連絡するものとする。
- 原子力規制委員会は、原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、住民の避難準備に係る事項等について、指定行政機関に連絡するものとする。
- 指定行政機関は、原子力規制委員会から連絡を受けた事項について、指定公共機関に連絡するものとする。
- 所在都道府県及び関係周辺都道府県は、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村に連絡するものとする。
- 地方公共団体は、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は、所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- 原子力事業者は、官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとする。原子力規制委員会は、連絡を受けた場合、現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。
  - 現地に配置された原子力規制庁の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、緊急時対応センター（原子力規制庁）に隨時連絡するものとする。
  - 内閣府は、原子力防災専門官に対し、現地における情報の収集、原子力事業者、地方公共団体、現地事故対策連絡会議等との間において連絡・調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努めるものとする。
  - 原子力規制委員会及び内閣府は、官邸〔内閣官房〕、内閣府（防災担当）、関係省庁、関係地方公共団体等との間において、原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を隨時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
  - 指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、指定行政機関との間において、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
  - 所在都道府県、関係周辺都道府県は、関係周辺市町村との間において、原子力事業者、原子力規制委員会及び内閣府から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
  - 地方公共団体は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は、所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
  - 所在都道府県及び所在市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
  - 国〔原子力規制委員会、内閣府〕、関係省庁及び関係地方公共団体、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者等は、現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。
- 4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）
- 原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立  
4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官、地方放射線モニタリング対策官等に同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。

- 原子力規制委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸〔内閣官房〕に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、気象情報等を提供するものとする。
- 原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したPAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。
- 全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡し、関係省庁は官邸、緊急時に緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。
- 原子力災害現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関は、対策拠点施設に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- 関係機関は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡するものとする。
- 現地に配置された原子力規制庁の職員は、現場の状況等の把握に努め、緊急時対応センター（原子力規制庁）に隨時連絡するものとする。
- 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集を行うとともに、原

子力事業者、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。

○原子力災害現地対策本部は、原子力災害対策本部との間において、地方公共団体等から連絡を受けた避難活動等の状況を隨時連絡するなど相互の連絡を密にするものとする。

○原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、N—ALER T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。（所在都道府県及び関係周辺都道府県は、その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。）

## 5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動

### (1) 緊急時モニタリング

○国〔原子力規制委員会〕は、地方公共団体の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応及び必要な動員の指示を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。

○国〔原子力規制委員会、関係省庁〕、地方公共団体、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターを組織し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。国〔海上保安庁等〕は、その支援を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果及び緊急時モニタリングセンターからの意見等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとする。

○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、緊急時モニタリングセンターからの意見等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂し、関係機関に対して必要な指示及び調整を行うとともに、地方公共団体が行う緊急時モニタリングに対して、要請に基づき必要な支援を行うものとする。また、原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じ、関係省庁、関係地方公共団体、原子力事業者等が緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとする。

○緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画及び原子力災害対策本部の指示・要請に基づき、緊急時モニタリングを実施するものとする。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング結果の妥当性を判断した後、その結果を取りまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。

## 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

### 5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動

- 原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った後においても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を緊急時モニタリングセンターで定期的に共有するものとする。
- 緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの結果等を周辺市町村に連絡するものとする。
- 原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングセンターによる緊急時モニタリングの結果等を、関係省庁の支援を得てとりまとめ、官邸〔内閣官房〕、指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。
- 原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い、記者会見等において公表するとともにホームページ等において公開するものとする。緊急時モニタリングセンター、関係省庁、関係地方公共団体、指定地方公共機関、原子力事業者等は、緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するものとする。
- 原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は、外国政府等から、外務省を通じ、又は直接モニタリング結果等の提供を受けた場合、速やかに、関係省庁と共有するとともに、提供元に公表の可否を確認した上で、公表するものとする。
- 外国政府又は国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には、外務省は、原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）に伝達する。原子力規制委員会は、外務省その他の関係省庁と協議の上、適当と判断する場合には、外務省を通じてそれらの情報を提供し、又は必要な調整を行うものとする。
- 原子力事業者は、他の原子力事業所の応急対策の実施に必要な緊急時モニタリングを行う要員の派遣、緊急時モニタリング資機材の貸与その他必要な協力を行うものとする。
- 国〔原子力規制委員会、水産庁、気象庁、環境省、防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、必要に応じて、対応可能な範囲で、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援するものとする。
- 国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、巡視船艇等を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするものとする。
- 気象庁は、緊急時モニタリングに関し、気象情報を、官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡するものとする。

(2) **緊急時の公衆の被ばく線量の把握**

○国〔原子力規制委員会、環境省〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、一ヶ月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

(3) **通信手段の確保**

○第2編2章2節2項「通信手段の確保」

**6 原子力事業者の活動体制**

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、事故対策本部の設置、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必要な体制をとるものとする。

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、直ちに原子力災害の発生の防止のために必要な応急対策を行い、その概要等を、官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に連絡するものとする。

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、緊急事態応急対策のための原子力緊急事態支援組織への派遣要請を行うものとする。

○原子力事業者は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、また、原子力緊急事態支援組織の支援を受けオンサイト対応を行うものとする。さらに、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行うものとする。

○原子力事業者は、指定行政機関、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

○原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備するものとする。

**7 指定行政機関等の活動体制**

(1) **施設敷地緊急事態への対応**

一 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官の対応

○原子力防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収

## 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

### 7 指定行政機関等の活動体制

集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。

- 地方放射線モニタリング対策官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行うものとする。

#### 二 専門家の派遣

- 国〔原子力規制委員会〕は、発生した施設敷地緊急事態の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、又は関係地方公共団体の要請に基づき、専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。

#### 三 官邸対策室の設置

- 官邸〔内閣官房〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。

#### 四 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施

- 第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」

- 官邸〔内閣官房〕は、施設敷地緊急事態発生後、原子力緊急事態宣言までの間、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動対応措置に関する情報の集約等を行うものとする。

#### 五 関係省庁事故対策連絡会議の開催

- 原子力規制委員会及び内閣府は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。施設敷地緊急事態のまま事態が収束に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整等を行う必要がある場合は、同会議において、関係省庁間の連絡調整等を行うものとする。

#### 六 現地事故対策連絡会議の開催

- 原子力規制委員会及び内閣府は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催するものとする。

- 原子力規制委員会及び内閣府は、必要に応じ、地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者に対して現地事故対策連絡会議への職員の派遣を求めるものとする。

#### 七 指定行政機関等の対応

- 指定行政機関〔内閣府、原子力規制委員会等〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

- 指定行政機関〔内閣府、原子力規制委員会等〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を

受けた場合、機関相互間、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

○指定行政機関〔内閣府、原子力規制委員会等〕は、必要に応じ、職員を現地に派遣して、応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力利用省庁等〕は、オフサイト対応を円滑に実施するため、速やかな職員の非常参集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

## (2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

### 一 原子力災害対策本部の設置

○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示又は勧告等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

○原子力緊急事態宣言を発した内閣総理大臣は、自らを本部長とする原子力災害対策本部を設置するものとする。

○内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては、内閣府は、速やかに宣言の公示の手続及び原子力災害対策本部の設置の手続を行い、原子力災害対策本部は、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。

○原子力災害対策本部の設置に係る事務は内閣府が行い、場所は官邸とし、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が事務局長を務めるものとする。

○原子力災害対策本部長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長のほか、非対本部等が設置されている場合には内閣府特命担当大臣（防災）、また、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に、正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また、副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、官邸〔内閣官房〕又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。

○原子力災害対策本部長は、指定行政機関への必要な指示（原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力事業者本店等の原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象にしない。）、緊急事態応急対策の総合調整、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときの防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣要請等を行うものとする。

## 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

### 7 指定行政機関等の活動体制

○原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置するものとする。

○原子力規制委員会は、オンサイト対応のために原子力施設事態即応センターに原子力規制府長官が指定する原子力規制庁の職員等に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を派遣するものとする。

#### 二 原子力災害対策の総合調整

○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害対策本部の下、内閣府政策統括官（原子力防災担当）を議長として関係省庁の局長級で構成する関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策の調整など必要な調整を行うものとする。内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、必要に応じ、内閣危機管理監の出席を得て、会議を統轄するものとする。

#### 三 原子力災害現地対策本部の設置

○原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域において、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くものとする。

○現地対策本部は、原子力災害対策本部の指示の下、関係地方公共団体と連絡調整を行いつつ、周辺住民の避難の実施を支援するなど、オフサイト対応を中心に災害応急対策に務めるものとする。

○現地対策本部は、速やかに現地事故対策連絡会議の事務を引き継ぐものとする。

○現地対策本部は、原則として、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）を長とし、原子力災害対策本部の本部員又は職員を構成員とするものとする。

○現地対策本部は、対策拠点施設において、応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長、都道府県及び市町村の各々の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

○原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。

○原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ地域ごとに国、地方公共団体及び関係機関

が協議して定めておくものとする。

○現地対策本部は、現地における緊急事態応急対策の実施状況等必要な報告を原子力災害対策本部に行うなど、原子力災害対策本部との相互に緊密な連携を確保するものとする。

#### 四 原子力事業者の応急措置の確認等

○原子力規制委員会は、原子力規制事務所長等を緊急時対策所に派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害対処・収束活動の実施状況を把握させるとともに、緊急時対応センター（原子力規制庁）との連絡調整を行わせるものとする。

○原子力規制委員会は、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害収束に向けた活動の実施状況等についての情報収集を行わせるとともに、収集した情報について、テレビ会議システム等を通じて、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡させるものとする。

○原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員は、放射性物質の大量放出を防ぐため、原子力事業者の対応状況の確認を行うとともに、原子力規制委員会の指導・助言等を原子力事業者に徹底させるものとする。

○原子力規制委員会は、原子力事業者が設置する原子力事業所災害対策支援拠点に職員を派遣し、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、実動組織を含む関係機関と連携して、原子力事業者の事故収束対応を支援するため、防災資機材の供給に係る輸送支援、緊急時モニタリング支援等の活動を行うものとする。

#### 8 自衛隊等の原子力災害派遣等

○原子力災害対策本部長は、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対して自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。

○都道府県知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、原子力災害対策本部設置前においては、直ちに派遣を要請するものとする。

○市町村長は、自衛隊の派遣が必要と認めるときは、都道府県知事に対し派遣を求めるものとする。この場合において、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

○自衛隊は、原子力災害対策本部長から要請を受けたときは、要請の内容、原子力災害対策本部長から提供された情報に基づいて部隊等を派遣する等適切な措置を行うものとする。また、当該要請がなされない場合に、都道府県知事等法令で定める者から災害派遣要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等を派遣する等適切な措置を行うものとする。

## 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

### 9 地方公共団体の活動体制

- 自衛隊は、要請を受けて行う派遣を補完する例外的な措置として、例えば、周辺地域における原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。
- 自衛隊は、原子力災害派遣時等に実施する活動として、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等に応じて、緊急時モニタリングの支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の捜索救助、消防活動、応急医療・救護、避難退域時検査及び簡易除染、人員及び物資の緊急輸送等を実施するものとする。
- 原子力災害対策本部長又は都道府県知事は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。
- 上記のほか、国〔原子力規制委員会、関係省庁（実動組織含む。）〕は、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、地方公共団体とも連携しつつ、地域防災計画に応じて、事態の状況や各部隊の装備等を踏まえ、臨機応変に必要な対応をとる等、原子力災害収束に向けた対応の支援を行うものとする。

### 9 地方公共団体の活動体制

- 地方公共団体は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、国との緊密な連携を図りつつ、必要に応じ、原子力災害対策のための警戒態勢をとるものとする。
- 関係地方公共団体は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ、国に対し専門家の派遣を要請するとともに、他の地方公共団体、原子力事業者等に装備、資機材、人員等の応援を求めるものとする。また、要請を受けた地方公共団体、原子力事業者等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- 緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、災害対策本部を設置するものとする。

### 10 指定公共機関等の活動体制

- 国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、研究機関等に対して、原子力災害対策本部事務局への専門家の派遣を必要に応じて要請するとともに、派遣された専門家と、災害の拡大防止、防護対策の活動内容等について、密接な情報交換を行うものとする。
- 指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに、

職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

- 指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、指定行政機関、地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

## 11 その他

### (1) 防災業務関係者の安全確保

- 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

- 原子力事業者は、緊急時において、防災要員に対し、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具の適切な配備を行うものとする。

- 国、地方公共団体等は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保を図るものとする。

- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行うものとする。

### (2) 他の災害対策本部等との連携

- 各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

## 第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

### 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

- 第2編2章6節1項「避難誘導の実施」

- 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、P A Z内の地方公共団体に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うものとする。

- 原子力災害対策本部は、U P Z内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施やO I L（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染場所の確保等）を行うよう要請するものとする。また、U P Z外の地方公共団体に対しては、P A Z内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、U P Z内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するものとする。

- 放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、地方公共団体に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

## 第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

### 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

- 原子力災害対策本部が指示を行うに当たって、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された関係地方公共団体の長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- 地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの勧告、指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の緊急事態応急対策等を行うものとする。なお、地方公共団体は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内の待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。
- 地方公共団体は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国は、地方公共団体と緊密な連携を行うものとする。
- 原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したU P Z内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。
- 指定行政機関、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、原子力災害対策本部による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。
- 市町村は、屋内避難又は避難のための立退きの勧告、指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するとともに、その勧告、指示等の内容及び避難状況について、現地対策本部等に対して情報提供するものとする。
- 地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、現地対策本部等に対して情報提供するものとする。
- 原子力災害対策本部は、原子力事業所等における事故の状況、緊急時モニタリングの結果を勘案し、関係地方公共団体に対し、機動的に住民防護に関する措置や情報提供を行うとともに、報道機関に対し速やかに公表するものとする。その際に併せて、必要に応じて気象情報を提供するものとする。また、必要に応じて、原子力災害対策指針に基づき、避難区域を見直すなど、中長期的な放射能の影響を回避するための防護措置を適切に行うものとする。
- 国〔内閣府、原子力規制委員会、関係省庁（実動組織含む。）〕は、地方公共団体の要請等に応じ、又は不測の事態の場合における原子力災害対策本部及び現地対策本部の調整若しくは指示の下に、住民避難の支援その他の支援活動を行うものとする。

## 2 指定避難所等

### (1) 指定避難所等の開設

○市町村は、緊急時に必要に応じ指定避難所、避難退域時検査及び簡易除染の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

### (2) 避難所等の運営管理

○第2編2章6節3項(2)「避難所の運営管理等」

○市町村は、各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査及び簡易除染の実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また、市町村等は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

## 3 安定ヨウ素剤の予防服用

○安定ヨウ素剤の予防服用については、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとする。

○原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示について、速やかに地方公共団体に伝達するものとする。

○地方公共団体は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示を踏まえ、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じるものとする。

○原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難指示と併せて安定ヨウ素剤の服用に係る指示を行うものとする。また、施設の状態や施設の敷地内・敷地境界でのモニタリングの結果及びその評価に関する情報等を踏まえ、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると原子力規制委員会が認めるときは、原子力災害対策本部は、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等について、方針を決定し、関係地方公共団体に連絡するものとする。

○地方公共団体は、事態の進展が急速な場合であって、国〔原子力規制委員会〕の判断を得ることができない等の事象があるときは、原子力災害対策指針を踏まえ、独自の判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服

## 第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

### 4 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

○日本放送協会等の放送事業者は、安定ヨウ素剤を服用するべき時機及び服用方法等についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

#### 4 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

○原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとする。

○地方公共団体及び原子力事業者は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。

### 5 広域一時滞在

#### ○第2編2章6節5項「広域一時滞在」

○原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。

○避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

### 6 要配慮者への配慮

#### ○第2編2章6節6項「要配慮者への配慮」

○地方公共団体は、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

### 7 飲食物の出荷制限、摂取制限等

○放射性物質が放出された後に、国は、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう関係地方公共団体に指示するものとする。また、国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画の策定・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するものとし、状況に応じて、摂取制限も措置するものとする。

○地方公共団体は、国の指導、助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代

替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

### 8 関係者等への的確な情報伝達活動

#### ○第2編2章6節8項「被災者等への的確な情報伝達活動」

##### (1) 周辺住民等への情報伝達活動

○原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、各々の機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また、原子力災害対策本部、現地対策本部等は、特に、原子力災害の状況のうち、原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。

○原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

○関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行うものとする。

○関係機関は、国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

○関係機関は、情報伝達に当たっては、防災行政無線、広報車等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。

○報道機関は、原子力災害の状況等について、迅速かつ正確な報道となるよう努めるものとする。

○関係機関と報道機関は、現地における報道機関への発表方法等について地域ごとにあらかじめ協議し定めておくものとする。

##### (2) 国民への的確な情報の伝達

○国〔原子力規制委員会〕及び原子力事業者は、地方公共団体と連絡をとりつつ、緊

## 第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

### 8 関係者等への的確な情報伝達活動

急時の第一報を含め、随時報道機関への発表を行うものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

○原子力緊急事態宣言の発出以降における政府としての報道機関への発表は、原子力災害対策本部が行うものとする。

○原子力災害対策本部は、初動段階の迅速かつ適切な広報活動を行うため、初動段階の原子力災害等に関する記者会見を一元的に実施するものとする。また、その際には、必要に応じ、当該原子力災害情報等を有する関係省庁は同席するものとする。

○現地における広報活動は、対策拠点施設とは区切られた現地のプレスセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会が一元的に行うものとする。

○関係機関と報道機関は、現地における報道機関の発表方法について地域ごとにあらかじめ協議し定めておくものとする。

○関係機関は、情報伝達に当たって放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、インターネット等に加えて多様な伝達手段を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。このため、必要な主体の協力を得るものとする。

#### (3) 住民等からの問合せに対する対応

○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

○原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

#### (4) 外国政府等への情報提供・収集体制の強化

○国〔官邸〔内閣官房〕、外務省、原子力規制委員会等〕は、海外の報道機関等に対し、迅速かつ適切な広報活動を行うため、官邸における記者会見の内容を外国語においても伝えることができる体制を整備するものとする。

○外務省及び関係省庁は、必要に応じ、我が国の在外公館や在京大使館等を通じて、関係する外国政府や国際機関等への正確な情報の提供を迅速に行うよう努めるものとする。加えて、外務省は、原子力規制委員会と協議の上、関係各国及び国際機関への情報提供並びにこれらからの助言及び支援に係る情報の早期入手に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等の場合において、原子力事故の早期通報に関する条約に基づき、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）及び関係国に対し、原子力事故が発生した事実を直ちに通報するものとする。

○国〔気象庁等〕は、緊急時におけるIAEAと他の国際機関との連携の枠組みに基

## 第12編 原子力災害対策編

### 第2章 災害応急対策

づき、関連する国際機関を通じてIAEAからの要請を受け、原子力事故に関する情報を提供した場合には、国〔原子力規制委員会〕に通知した上で適切に公表するものとする。

#### 第3節 原子力被災者の生活支援活動

○原子力被災者生活支援チームは、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として設置された後において、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

- ・避難指示区域等の設定・見直し
- ・原子力被災者の避難・受入先の確保（厚生労働省、国土交通省等）
- ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染（原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）
- ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の出荷制限・摂取制限（厚生労働省、農林水産省等）
- ・放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等）
- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等）
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、原子力規制委員会、厚生労働省）

#### 第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持

○第2編2章9節1項「社会秩序の維持」

○警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

○警察機関、消防機関、道路管理者、鉄道事業者及び海上保安部署は、警戒区域の設定や避難のための立退きのための勧告、指示等を行った区域について、勧告、指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。

#### 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

##### 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○都道府県警察及び国〔海上保安庁〕は、交通の確保・緊急輸送活動について、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、交通規制、円滑な輸送活動の確保を行うも

## 第6節 救助・救急、医療及び消火活動

### 2 交通の確保

のとする。特に、国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、必要な配慮をするよう努めるものとする。

#### 2 交通の確保

- 第2編2章5節2項(2)「道路交通規制等」
- 第2編2章5節2項(6)「海上交通の整理等」
- 道路管理者は、その管理する道路について関係機関等からの情報に加え、被害状況の把握装置等を活用して、道路機能の障害等の状況を迅速に把握するものとする。
- 国〔海上保安庁〕は、海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合、通行船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じるものとする。
- 警察機関、道路管理者、海上保安庁及び各災害対策本部等は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、相互の連絡を密にし、他の機関へ交通の確保に必要な応援依頼等を行うものとする。

#### 3 緊急輸送関係省庁の輸送支援

- 緊急輸送関係省庁は、緊急事態対策監、専門家、緊急時モニタリング要員、現地対策本部等の要員、医療関係者等の派遣に際して、原子力緊急事態宣言発出前においては原子力規制委員会の依頼、原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部長の要請及びあらかじめ定められた緊急輸送に関する計画に基づき速やかに輸送支援を行うものとする。

## 第6節 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

#### (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動

- 第2編2章4節1項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
- 原子力事業者は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力をを行うものとする。
- 原子力事業者は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等を原子力災害医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。
- 地方公共団体は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等となる住民等の原子力災害医療機関への搬送等の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、

必要に応じ、現地対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。

○地方公共団体は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害医療機関の求めに応じて、速やかに、当該医療機関における放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。

○自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

○原子力災害合同対策協議会は、必要に応じ、又は地方公共団体、指定行政機関等の要請に基づき、関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

#### (2) 資機材の調達等

○第2編2章4節1項(5)「資機材等の調達等」

### 2 医療活動

#### (1) 被災地域内の医療機関による医療活動

○被災地方公共団体及び被災地の医療機関は、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる原子力災害医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

○各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関は、状況に応じ、原子力災害医療チームを派遣するよう努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体及び拠点となる原子力災害医療機関は、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

#### (2) 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣等

○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに拠点となる原子力災害医療機関又は原子力災害現地対策本部に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣について要請するものとする。

○原子力規制委員会、原子力災害医療・総合支援センター、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び被災地域外の都道府県（市町村）は、医師を確保し、原子力災害医療派遣チーム等を編成し、派遣するものとする。

○原子力災害医療派遣チームを編成した拠点となる原子力災害医療機関は、原子力災害現地対策本部にその旨を報告するよう努めるものとする。

○被災地域を含む都道府県は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、原子力災害医療調整官を通じて原子力災害現地対策本部と調整し、その区域内又は近

隣都道府県からの原子力災害医療派遣チームの派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。

- 原子力災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、広域的な見地から、原子力災害医療派遣チームの派遣に係る総合調整を行うものとする。
- 緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は原子力規制委員会、地方公共団体等からの要請に基づき、原子力災害派遣チーム等の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

### (3) 原子力災害医療の実施

- 都道府県は、応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、原子力災害医療活動を行うものとする。
- 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの派遣する医療従事者等は、原子力災害医療派遣チーム又は専門派遣チームとして、都道府県の災害対策本部の下で、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。
- 独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院は、原子力災害対策本部を通じて地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、薬剤、医療機器等を提供するものとする。
- 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。
- 被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合、これに協力するものとする。
- 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、除染、障害治療、追跡調査等について、互いに緊密な連携をとって行うものとする。
- 国〔消防庁〕は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について、都道府県の災害対策本部、現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。
- 自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に

に基づき、又は必要に応じ、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について輸送支援を行うものとする。

### 3 消火活動

- 原子力事業者は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行うものとする。
- 消防機関は、原子力防災管理者等の情報、原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消防活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。
- 原子力災害発生場所以外の市町村は、原子力災害発生場所を管轄する地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。
- 国〔消防庁〕は、必要に応じ、原子力災害発生場所以外の地方公共団体の消防機関による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。
- 原子力災害合同対策協議会は、必要に応じ、又は消防庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

### 4 惨事ストレス対策

- 第2編2章4節4項「惨事ストレス対策」

#### 第7節 物資の調達、供給活動

- 第2編2章7節「物資の調達、供給活動」
  - (1) 原子力災害対策本部による調整等
  - 原子力災害対策本部は、調達・供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達・供給活動の要請を行うものとする。
  - (2) 地方公共団体による物資の調達・供給
  - 第2編2章7節(2)「地方公共団体による物資の調達、供給」
  - 被災地方公共団体は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、原子力災害対策本部が設置されている場合には原子力災害対策本部に、原子力災害対策本部が設置されていない場合は、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に物資の調達を要請するものとする。
  - (3) 国による物資の調達・供給
  - 第2編2章7節(3)「国による物資の調達、供給」
  - 原子力災害対策本部等及び緊急輸送関係省庁は、物資の輸送について、輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。
  - 国〔厚生労働省〕は、給水について、関係事業者に対する要請等を行い、その供給

## 第8節 保健衛生に関する活動

### 1 ボランティアの受入れ

の確保を図るものとする。

○国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○国〔農林水産省〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、食料について、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○国〔経済産業省〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○国〔総務省〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○国〔消防庁〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。

○国〔資源エネルギー庁〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部、関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、燃料について、関係行政機関及び関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。また、地方公共団体は、円滑な燃料の供給のため、住民への情報提供等の協力に努めるものとする。

#### (4) 運送事業者である公共機関の活動

○第2編2章7節(4)「運送事業者である公共機関の活動」

### 第8節 保健衛生に関する活動

○第2編2章8節1項「保健衛生」

### 第9節 自発的支援の受入れ

○第2編2章11節「自発的支援の受入れ」

#### 1 ボランティアの受入れ

○第2編2章11節1項「ボランティアの受入れ」

#### 2 国民等からの義援物資の受入れ

##### (1) 義援物資の受入れ

○第2編2章11節2項(1)「義援物資の受入れ」

○被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表

するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

### 3 海外等からの支援の受け入れ

- 外務省は、外交ルートにて海外等から支援の申入れがあった場合には、原子力災害対策本部にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。
- 原子力災害対策本部は、被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し、支援の受け入れの可能性について検討するものとする。
- 関係省庁は、原子力災害対策本部が支援の受け入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づき、海外等からの支援の受け入れ計画を作成するものとし、原子力災害対策本部は、作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。外務省は、作成された受け入れ計画の内容について、支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後、関係省庁は、同計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。
- 原子力災害対策本部は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。外務省は、その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。

## 第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

- 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、内閣府、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署等の関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しても、その着信を確認するものとする。以後、応急対策の活動状況等を隨時連絡するものとする。
- 原子力事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとする。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。
- 国〔原子力規制委員会、国土交通省〕は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに、その後の情報を隨時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお、放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合、その事務は

## 第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応

### 3 海外等からの支援の受入れ

関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。

- 関係省庁は、国〔原子力規制委員会、国土交通省〕から連絡を受けた事項について、指定公共機関に連絡するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、国土交通省〕は、緊急時モニタリング及び医療等に関する専門家、現地対策本部等の要員等の派遣に当たっては、必要に応じ、緊急輸送関係省庁の協力を得るものとする。
- 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- 原子力緊急事態に至った場合には、国は、原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置するものとする。
- 現地対策本部及び原子力事業者等は、事故発生場所に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力災害対策本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じるものとする。また、現地対策本部は、事故発生場所を管轄する都道府県及び市町村に対して、必要に応じて事故発生場所周辺の住民避難等の指示を行うなど、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

## 第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応

- 国は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、自然災害に対応する緊急災害対策本部及び原子力災害に対応する原子力災害対策本部との情報収集、意思決定、指示・調整を一元化するものとする。
- 国は、緊急災害対策本部及び原子力災害対策本部（以下「両本部」という。）が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。両本部は、情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣するものとする。併せて、両本部が保有する情報収集システム（総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し、情報共有を行うものとする。また、個別の地域の状況を踏まえ、両現地対策本部の情報共有や連携を円滑

に行うため、相互に情報連絡要員の派遣などを行うものとする。

- 原子力災害対策本部は、地方公共団体において避難等のための輸送に関する調整が困難な場合、緊急災害対策本部に要請し、緊急災害対策本部において、輸送に関する調整を一元的に行うものとする。
- 緊急災害対策本部は、避難所等の被災者に対する通常の支援（物資供給、避難所環境整備、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部と緊密な連携をとりつつ、避難又は一時移転者の避難退城時検査及び簡易除染等を行うものとする。また、その他放射線にかかる健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。
- 緊急災害対策本部は、実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を行うものとする。原子力災害対策本部は、実動組織の協力が必要と判断される場合、緊急災害対策本部に要請するものとする。
- 原子力災害対策本部は、自然災害による被災者の救助を行う実動組織の人員その他の防災業務関係者の放射線防護対策（装備資機材、労働安全等）を立案し、緊急災害対策本部に対して助言・支援を行うものとする。原子力災害対策本部事務局は、当該助言等を実施するため、緊急災害対策本部事務局に職員を併任させるものとする。緊急災害対策本部は、原子力災害対策本部の助言等を踏まえ、防災業務関係者に対し、必要な指示を行うものとする。
- 自然災害の発生により非常災害対策本部が設置され、原子力災害の発生により原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部が設置された場合についても、上記に準じて一体的な対応を行うものとする。

### 第3章 災害復旧

#### 第1節 原子力緊急事態解除宣言等

- 内閣総理大臣は、緊急時モニタリングの結果等を勘案して、原子力災害の拡大の防止を図るために応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、原子力緊急事態解除宣言を行うとともに、原災法第15条第4項の規定により、原子力災害事後対策を実施すべき区域及び区域内の居住者等に対し周知すべき事項を公示するものとする。
- 関係省庁は、各々の所掌事務及び法令等に基づき原子力災害事後対策を実施するものとする。また、原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言後の原子力災害事後対策を推進するため、引き続き存置するものとする。なお、原子力災害事後対策における原子力災害対策本部事務局については、原子力災害の態様を踏まえ、適切な体制を整備するものとする。

## 第2節 原子力災害事後対策

### 3 海外等からの支援の受入れ

- 原子力緊急事態解除宣言後、原子力規制委員会は緊急時モニタリングセンターを廃止するものとする。引き続き、原子力規制委員会の統括の下で、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、協力して放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。
- 地方公共団体は、環境モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、各種制限措置の解除を行うものとする。

## 第2節 原子力災害事後対策

- 第2編3章2節1項「被災施設の復旧等」
- 第2編3章5節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」
- 原子力災害対策本部長は、必要に応じ、原子力災害事後対策を実施すべき区域を管轄する市町村長に対し、避難区域見直しや解除等の原子力災害事後対策に関する事項を指示するものとする。
- 国〔原子力規制委員会等〕、地方公共団体及び原子力事業者は、継続的に緊急時モニタリングを実施し、原子力緊急事態解除宣言後において、地方公共団体及び原子力事業者による平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、警察庁、消防庁、海上保安庁〕は、警戒区域や避難指示区域等が引き続き設定されている間は、盜難防止対策、区域内の治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。
- 国〔環境省、原子力規制委員会、厚生労働省〕及び地方公共団体は、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。
- 国〔農林水産省〕は、原子力事業所の周辺地域で生産された農林水産業、地場産業の产品等について、市場における価格、取扱状況等の調査を実施するものとする。また、科学的根拠に基づく当該產品の適切な取扱いを確保するため、必要に応じ関係団体への要請等を行うものとする。
- 国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の产品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。また、原子力災害を受けて、諸外国・地域において日本産食品の輸入規制が強化された場合、必要に応じ、放射性物質調査の結果、出荷制限等の状況等の情報を諸外国等に提供し、輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを実施するものとする。
- 国〔環境省等〕、地方公共団体、原子力事業者及びその他の関係機関は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じるものとする。
- 国〔厚生労働省〕は、原子力施設の復旧等作業や除染作業など被災地域の復旧・復興事業における労働災害、放射線障害の防止を始めとした安全衛生対策を推進す

るため、労働基準監督署において必要な指導等を行うほか、必要な安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

○原子力事業者は、放射線モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を、国、地方公共団体等に貸与するものとする。

○原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び関係地方公共団体に提出するとともに、同計画に基づき速やかに災害復旧対策を実施するものとする。

○原子力事業者は、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備するものとする。

○国〔経済産業省、農林水産省〕及び地方公共団体は生活必需品等の物価の監視を行うものとする。

○国は、上記に加え、原子力災害による被害を受けた地域における原子力災害からの復旧を図るため、必要な支援を行うものとする。

### 第3節 被災者等の生活再建等の支援

○第2編3章4節「被災者等の生活再建等の支援」

○原子力事業者は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

### 第4節 原子力災害対策本部の廃止

○原子力災害対策本部は、原災法第21条第1項に基づき、その設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。

## 第4章 原子力艦の原子力災害

○原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合は、前章までの規定を参考にしつつ、以下の対応をとるものとする。

### 第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 災害情報等の連絡

○外務省は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、官邸〔内閣官房〕、関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

○外務省は、関係指定行政機関と協議の上、外国政府に対し、周辺地域（海域）における立入制限区域の設定等のための事故の規模等についての必要な情報提供を要請するものとする。

○防衛省地方防衛局は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係地方公共団体等に連絡するものとする。

○関係指定行政機関は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係指定公共機関に連絡するものとする。

## 第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立

### 1 災害情報の収集・連絡

○関係都道府県は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係市町村に連絡するものとする。

○関係地方公共団体は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係指定地方公共機関に連絡するものとする。

#### (2) 放射能影響の早期把握のための活動

○原子力規制委員会は、国〔海上保安庁、水産庁〕及び関係地方公共団体の協力を得て、原子力艦の寄港する港湾等における放射能水準の調査を行うものとする。

○原子力規制委員会は、放射能調査によってモニタリング値に異常が検知され、原子力艦緊急事態に至る可能性がある場合は、官邸〔内閣官房〕、関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するとともに環境モニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。

○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、国〔原子力規制委員会〕が行う環境モニタリングの強化のための取組を支援するものとする。

○国〔経済産業省〕は、原子力事業者に対し、モニタリング資機材の貸与等の協力を行うよう要請するものとする。

○国〔防衛省〕は、空からのモニタリング又は海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事等から要請があった場合は、放射線モニタリングを支援するものとする。

○国〔海上保安庁〕は、海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事等から要請があった場合は、放射線モニタリングを支援するものとする。

○関係地方公共団体は、国〔原子力規制委員会〕と協力して放射線モニタリングの実施に努めるものとする。

#### (3) 応急対策活動情報の連絡

○第2編2章2節1項(5)「応急対策活動情報の連絡」

○関係地方公共団体は、関係指定行政機関を通じ、自ら行う応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡するものとする。

○関係指定公共機関は、関係指定行政機関を通じ、自ら行う応急対策活動の状況等を関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡するものとする。

○関係指定行政機関は、自ら行う応急対策の活動状況等を、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に報告するとともに、必要に応じ、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に連絡するものとする。

○関係地方公共団体は、関係指定地方公共機関との間において、自ら行う応急対策

活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

- 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ、官邸〔内閣官房〕、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

## 2 通信手段の確保

- 関係指定行政機関、関係地方公共団体及び関係指定公共機関は、緊急時には、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- 電気通信事業者は、緊急時における国、関係地方公共団体等の防災関係機関の重要な通信の確保を優先的に行うものとする。

## 3 関係指定行政機関等の活動体制

- 第2編2章2節6項(1)「内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制」
- 関係指定行政機関は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 関係指定行政機関は、必要に応じ、職員を現地に派遣して、応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。
- 関係地方公共団体は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等の必要な体制をとるものとする。
- 関係地方公共団体は、関係指定行政機関、関係指定地方公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 関係地方公共団体は、必要に応じて、国に対し専門家の派遣を要請するとともに、他の地方公共団体等に装備、資機材、人員等の応援を求めるものとする。また、要請を受けた地方公共団体等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- 関係指定公共機関は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

## 4 政府の活動体制

### (1) 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催

- 国〔内閣府〕は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、連絡された情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、必要に応じ、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議を開催するものとする。

### (2) 官邸対策室の設置

- 官邸〔内閣官房〕は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力

## 第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立

### 4 政府の活動体制

艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。

#### (3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施

○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」

○官邸〔内閣官房〕は、原子力艦の原子力災害の状況に応じ、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うものとする。

#### (4) 外国政府との調整

○外務省は、関係指定行政機関と協議の上、外国政府に対し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

#### (5) 非常災害対策本部の設置と活動体制

○第2編2章2節6項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

○国〔内閣府〕は、内閣総理大臣からの指示があった場合、直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

○内閣府は、外務省、原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て、非常災害対策本部の事務局の任を担うものとする。

○非常災害対策本部長は、防災担当大臣とし、副本部長は、内閣府副大臣、防衛副大臣、外務副大臣及び放射線計測、放射線防護等の知見を有する原子力規制委員会委員とするものとする。非常災害対策本部員は、関係指定行政機関の局長級職員又は課長級職員で構成するものとする。

#### (6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

○国は、内閣総理大臣からの指示があった場合、直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。

○第2編2章2節6項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」

#### (7) 専門家の派遣等

○国は、応急対策の迅速かつ的確な準備等に資するため、又は関係地方公共団体の要請に基づき、専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。

○原子力規制委員会は、外務省等より原子力艦の原子力災害の発生の通報について連絡を受けた場合、直ちに放射線計測、放射線防護等の専門家を非常災害対策本部等及び現地へ派遣するものとする。

○現地に派遣された専門家は、関係指定行政機関及び地方公共団体等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行うとともに、非常災害対策本部等、現地対策本部、地方公共団体等が行う応急対策に対し必要な技術的助言等を行うものとする。

○非常災害対策本部等に派遣された専門家は、非常災害対策本部長等に対し、災害

応急対策に関する技術的助言等を行うものとする。

(8) **非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置**

○非常災害対策本部等は、現地の状況を把握し、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、防衛省の協力を得て、現地対策本部の設置を行うものとする。

**5 自衛隊の災害派遣**

○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」

**6 防災業務関係者の安全確保**

○防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

○国、関係地方公共団体等は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保に努めるものとする。

○国、関係地方公共団体等は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

**第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動**

**1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施**

○非常災害対策本部等は、原子力災害対策指針を参考に、関係地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の予防服用等の実施について、指導・助言するものとする。

○関係地方公共団体は、国の指導・助言に基づき、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの勧告、指示等を行うものとする。

○関係地方公共団体は、避難のための立退きの勧告、指示等を行った場合は、住民等の避難状況を確認するものとする。

○関係地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

**2 指定避難所**

**(1) 指定避難所の開設**

○第2編2章6節3項(1)「指定避難所の開設」

**(2) 避難所の運営管理**

○市町村は、各避難所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

○関係地方公共団体は、避難所ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

○関係地方公共団体は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものと

## 第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動

### 3 安定ヨウ素剤の予防服用

するよう努めるものとする。

- 関係地方公共団体は、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

#### 3 安定ヨウ素剤の予防服用

- 関係地方公共団体は、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機の指示、その他の必要な措置を講じるものとする。

- 非常災害対策本部等は、環境モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機を指示するものとする。

- 日本放送協会等の放送事業者は、安定ヨウ素剤を服用するべき時機についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

#### 4 要配慮者への配慮

- 関係地方公共団体は、避難誘導、避難所の生活に関して、要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

#### 5 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 非常災害対策本部等は、必要に応じて、放射性物質による汚染状況の調査を関係地方公共団体に要請し、その状況に応じ、原子力災害対策指針の指標や、食品衛生法上の基準値を踏まえ、飲食物の出荷制限、摂取制限等について関係機関に要請するものとする。

- 関係地方公共団体は、国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限及び、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

#### 6 関係者等への的確な情報伝達活動

##### (1) 周辺住民等への情報伝達活動

- 第2編2章6節8項(1)「被災者への情報伝達活動」

- 非常災害対策本部等、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

第12編 原子力災害対策編  
第4章 原子力艦の原子力災害

○報道機関は、原子力災害の状況等について、迅速かつ正確な報道となるよう努めるものとする。

(2) 国民への的確な情報の伝達

○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」

○政府としての報道機関への発表は、非常災害対策本部等で行うものとする。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4) 外国政府等への情報提供体制の強化

○外務省及び関係省庁は、必要に応じ、我が国の在外公館や在京大使館等を通じて、関係する外国政府や国際機関等への正確な情報の提供を迅速に行うよう努めるものとする。

**第3節 犯罪の予防等社会秩序の維持**

○第2編2章9節1項「社会秩序の維持」

○警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関は、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

○関係市町村長等が避難のための勧告、指示等を行った区域については、警察機関、消防機関、海上保安部署、道路管理者及び鉄道事業者は、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとるものとする。

**第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**

1 交通の確保・緊急輸送活動

○第2編2章5節2項(2)「道路交通規制等」

○第2編2章5節2項(6)「海上交通の整理等」

○都道府県警察及び国〔海上保安庁〕は、交通の確保・緊急輸送活動について、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、交通規制、円滑な輸送活動の確保を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、必要な配慮をするよう努めるものとする。

○道路管理者は、その管理する道路について関係機関等からの情報に加え、被害状況の把握装置等を活用して、道路機能の障害等の状況を迅速に把握するものとする。

○国〔海上保安庁〕は、海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合、通航船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じるものとする。

○警察機関、海上保安部署、道路管理者、各災害対策本部等は、交通規制に当たって、相互の連絡を密にし、他の機関へ交通の確保に必要な応援依頼等を行うものとする。

2 輸送支援

○非常災害対策本部等は、必要に応じ、関係機関〔警察庁、防衛省、消防庁、海上保

## 第5節 救助・救急及び医療活動

### 1 救助・救急活動

安庁】に輸送支援の依頼を行うものとする。

- 国〔防衛省、海上保安庁〕は、非常災害対策本部等の依頼に基づき、所掌業務に支障を及ぼさない範囲で輸送支援に協力するものとする。
- 国〔警察庁、消防庁〕は、非常災害対策本部等の依頼に基づき、所掌業務に支障を及ぼさない範囲での輸送支援の応援のための措置をとるものとする。

#### 第5節 救助・救急及び医療活動

##### 1 救助・救急活動

###### (1) 国、地方公共団体による救助・救急活動

- 第2編2章4節1項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

○関係地方公共団体は、救助・救急活動に努めるほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の地方公共団体等に対して応援を要請するものとする。

○関係地方公共団体は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質に係る情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するよう努めるものとする。

○非常災害対策本部等は、必要に応じ、又は関係地方公共団体、関係指定行政機関等の要請に基づき、関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

###### (2) 資機材の調達等

- 第2編2章4節1項(5)「資機材等の調達等」

##### 2 医療活動

###### (1) 被ばく医療に係る医療チームの派遣

○国〔文部科学省、厚生労働省、原子力規制委員会〕は、必要に応じ、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣するものとする。

###### (2) 原子力災害医療の実施

○関係都道府県は、医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、原子力災害医療活動を行うものとする。

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の派遣する医療従事者等は、被ばく医療に係る医療チームとして、関係都道府県の災害対策本部の下で、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

○独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院は、非常災害対策本部等を通じて関係地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、薬剤、医療機器等を

提供するものとする。

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は、各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。
- 被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合、これに協力するものとする。
- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は、除染、障害治療、追跡調査等について、互いに緊密な連携をとって行うものとする。
- 国〔消防庁〕は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について、関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。
- 自衛隊は、関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。

### 3 惨事ストレス対策

- 第2編2章4節4項「惨事ストレス対策」

#### 第6節 迅速な復旧活動

##### (1) 屋内退避、避難の受け入れ等の解除

- 非常災害対策本部等は、原子力艦による原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認める場合には、屋内退避、避難等の防護活動の解除を関係地方公共団体に指導・助言するものとする。

- 関係地方公共団体は、国の指導・助言に基づき、周辺住民等の屋内退避、避難の解除を行うものとする。

##### (2) 損害賠償

- 国〔防衛省〕は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、日米地位協定等に基づき適切に処理するものとする。

**第13編 危険物等災害対策編**

**第1章 災害予防**

**第1節 危険物等関係施設の安全性の確保**

- 危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。
- 国〔消防庁等〕及び地方公共団体は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。
- 国〔消防庁〕、地方公共団体及び事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。
- 国〔消防庁等〕及び地方公共団体は、事業者、危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。
- 石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は、施設地区等を防災上支障のないように配置するものとする。
- 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者は、自衛防災組織等及び防災資機材を設置し、防災教育、防災訓練等を実施するとともに、流出油等防止堤等の特定防災施設等を設置するものとする。
- 地方公共団体及び石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は、当該区域において災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるよう、複数の進入経路の確保に努めるものとする。
- 国〔国土交通省、消防庁〕及び地方公共団体は、石油コンビナート等特別防災区域内における災害が周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯としての緑地等の整備を図るものとする。
- 地方公共団体は、建築物用途の混在を防止するために、工業専用地域等の都市計画決定を行う。
- 国〔国土交通省、消防庁〕、地方公共団体及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

**第2節 防災知識の普及、訓練**

- 第2編1章3節1項「防災思想の普及、徹底」
  - 1 防災知識の普及
- 第2編1章3節2項(1)「防災知識の普及」
- 国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、危険物安全週間や防災関連行事等